

公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター
しかまるくんの使用について



しかまるくん

©奈良市観光協会

公益社団法人奈良市観光協会

平成25年5月



はじめに

しかまろくんは、国際文化観光都市である奈良市の魅力を充実させるツールとして、公益財団法人奈良市観光協会がマスコットキャラクターとして設置いたしました。

公益社団法人奈良市観光協会は、2013年5月から、しかまろくんをキャラクターとして奈良県をはじめとして日本国内外において、奈良をPRします。

みなさま方にも積極的にご活用いただき、奈良のPRにご協力いただきますようお願いいたします。

マスコット及びロゴタイプについて



正式名称	デザインエレメント	愛称・通称
奈良市観光協会 マスコットキャラクター しかまるくん		マスコットキャラクター しかまるくん
奈良市観光協会 マスコットキャラクター ロゴ	しかまるくん	マスコットロゴ しかまるくんロゴ

※これらの使用方法については、以下のデザインガイドラインに規定しております。

- ①公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター デザインガイドライン 無償編
- ②公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター デザインガイドライン 有償編

使用承認基準



マスコットの使用については、公益社団法人奈良市観光協会が定める使用要綱に即して申請内容を審査いたします。なお、次のような場合は使用を承認いたしません。

使用を認められない場合

1. 公益社団法人奈良市観光協会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
2. 特定の政治、思想、宗教を支援しているような誤解を与えるおそれがある場合
3. 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合
4. 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
5. 公益社団法人奈良市観光協会の事業又は公益社団法人奈良市観光協会が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
6. 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
7. 使用要綱の規定に従わないおそれがある場合
8. その他承認することが不相当と認められる場合

(留意事項)

※マスコットキャラクターを使用する場合は、事前に必ず下記に使用申請を行い、承認を得てください。承認が得られないままマスコットキャラクターを使用した場合、直ちに使用を中止していただきます。また、使用を中止した場合に発生する損害及び費用について、公益社団法人奈良市観光協会は一切負担いたしません。

※デザイン、試作品、完成品製作、品質検査等に要する費用について、公益社団法人奈良市観光協会は一切負担しません。

【有償の場合】株式会社明通 大阪支店

営業本部 営業グループ

TEL : 06-6344-7621

FAX : 06-6344-5043

【無償の場合】公益社団法人奈良市観光協会

TEL : 0742-27-8866

FAX : 0742-27-2299



使用料

マスコットキャラクターの使用料は有償です。使用料等は以下のとおりです。

(使用料率)

商品	小売販売額の総額（標準小売単価×生産予定数量）の1%。 （非会員については3%）
広告	製作費用の総額（広告のために使用する媒体に対する支払額を含む。）1%。 （非会員については3%）
プライズ使用	製作費用の総額3%。（非会員については10%）

※商品・広告・プライズ使用の区分

商品	販売を目的として製造する品物（パッケージを含む。）及びそれに準ずるもの（以下「品物等」という。）並びに品物等の広告（品物等の情報を広く宣伝するものをいい、品物等に「しかまろくん」を使用しているものに限る。）
広告	商品、事業等の情報を広く宣伝するもの
プライズ使用	賞・賞品を目的とした製品

※商品及び景品については、マスコットキャラクター使用料とは別に、証紙代（1枚1円、消費税別途）が必要です。



使用可能なデザイン

マスコットキャラクターの使用対象に応じた使用可能なデザインは以下のとおりです。

使用対象	デザイン区分		
	PRメッセージ付12ポーズ	12ポーズ（PRメッセージ無）	応用デザイン
			
商品	使用可能	使用可能	使用可能
景品	使用可能	使用可能	使用可能
広告	無償で使用可能	使用可能	使用不可
プライズ使用	使用可能	使用可能	使用可能

※各デザインの区分については、以下のデザインガイドラインに規定します。

1. 公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター デザインガイドライン 無償編
2. 公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター デザインガイドライン 有償編

使用申請手続き



申請に必要な書類に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。ご記入いただく主な必要事項は以下のとおりです。

- ・マスコットキャラクターの使用を希望される企業・団体名と担当者名、連絡先等
- ・使用目的
- ・使用期間（使用期間は契約締結日から1年間）

※大筋の流れは次ページ以降をご参照ください。

※申請に必要な費用等は申請者のご負担になります。また、ご提出いただきました書類等は返却できませんのでご了承ください。

※ご不明点等あれば以下までお問い合わせください。

【有償使用の問合せ先】

株式会社明通 大阪支店
営業本部 営業グループ
〒530-0003
大阪市北区堂島2-1-43紀陽ビル
TEL：06-6344-7621
FAX：06-6344-5043

【無償使用の問合せ先】

公益社団法人奈良市観光協会
〒630-8228
奈良市上三条町23-4
TEL：0742-27-8866
FAX：0742-27-2299



無償使用申請手続き

1. 申請書類を提出

【提出物】

- ・公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号の3）
- ・企業・団体等の概要書がわかる書類（パンフレット等でも結構です）
- ・企画・デザインラフ提案書（様式自由）

※必要事項が申請書中に書ききれない場合は別途内容がわかる書類を添付してください。

2. 使用承認審査

使用目的や内容を審査します。

※審査は、公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクターしかまろくん使用要綱に基づき行います。

※審査結果が不承認であった場合は「公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター使用不承認書」の送付をもって通知に代えさせていただきます。

3. デザインデータ送信

使用承認審査で承認された企業・団体にはご使用いただくマスコットキャラクターの画像をデータ送信いたします。同時に、「公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター使用承認書」を交付いたします。

4. デザイン審査

送信いたしました画像データをもとに作成されたデザイン案をご提出ください。デザインが適切かどうかの審査を行います。なお、デザインはライセンス使用ガイドラインに沿ったものとして下さい。

ただし、ポーズバリエーションのデザイン変更について特に必要と認められる場合は当該デザインを承認することがあります。

【提出物】

- ・デザイン承認申請書（様式第4号の1）
- ・デザインシート（様式第4号の2）※必要なときのみ提出いただきます。
- ・完成見本

※修正を求められた場合は、修正後のデザインを再提出してください。

無償使用申請手続き



5. 完成品確認

実際の使用の前に完成品をご提出ください。現物の提出が困難な場合、公益社団法人奈良市観光協会の事前承認があった場合に限りその写真等の提出をもって代えることができます。

【提出物】

- 完成品

【申請書類提出先】

公益社団法人奈良市観光協会

〒630-8228

奈良市上三条町23-4

TEL：0742-27-8866

FAX：0742-27-2299



有償使用申請手続き

1. 申請書類を提出

【提出物】

- ・公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター商品化権使用申込書（様式第1号の1）
- ・プロパティ使用申請書（様式第1号の2）
- ・企業・団体等の概要がわかる書類（パンフレット等でも結構です）
- ・直近3年間の決算報告書
- ・企画・デザインラフ提案書（様式自由）

（以下商品・景品の場合）

※必要事項が申請書中に書ききれない場合は別途内容がわかる書類を提出してください。

2. 使用承認審査

使用目的や内容を審査いたします。

※審査は公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクターしかまろくん使用要綱に基づき行います。

※審査結果が不承認であった場合は「公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター使用不承認通知」の送付をもって通知に代えさせていただきます。

3. ライセンス使用ガイドラインの交付

使用承認審査で承認された企業・団体には「ライセンス使用ガイドライン」を交付します。同時に、「公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター使用承認書」を交付いたします。

4. デザイン監修

ライセンス使用ガイドラインに沿って作成されたデザイン案をご提出ください。デザインが適切かどうかの審査を行います。

【提出物】

- ・デザイン承認申請書（様式第4号の1）
- ・デザインシート（様式第4号の2）

※修正を求められた場合は、修正後のデザインを再提出してください。



5. 試作品（広告の場合は完成見本）確認

①商品・景品の場合

試作品と品質検査結果の写しをご提出ください。デザイン面と安全面から審査いたします。

※試作品の修正を求められた場合は、修正後の試作品を再度提出ください。

【提出物】

- 試作品（試作品の提出が難しい場合は、デザインシートでの提出も可能とする。）
- 品質検査結果の写し

②広告の場合

実際の使用の前に完成見本をご提出ください。現物の提出が困難な場合、公益社団法人奈良市観光協会の事前承認があった場合に限りその写真等の提出をもって代えることが出来ます。

【提出物】

- 完成見本

6. 契約の締結

デザイン面および安全面から問題がなければ、契約を締結します。

7. 使用料、証紙代の支払

使用料、証紙代を契約締結後、30日以内に公益社団法人奈良市観光協会が発行する請求書により指定の口座へお振込みください。

8. 証紙の交付（商品・景品の場合のみ）

入金確認後、使用承認を受けた商品または景品の数と同数の証紙を交付いたします。

※完成品を実際に販売（配布）される際には必ず商品または景品1個ごとに1枚証紙を貼付してください。

※証紙代は1枚につき1円です。（消費税別途）。



9. 完成品確認

実際の販売（配布）・使用の前に完成品を12点ご提出ください。（ただし、高額商品等12点を無償で提供することが難しい場合は双方協議の上別途提出数を決定する。）

【提出物】

- ・完成品

※試作品（デザインシート）と完成品が異なる場合、修正をお願いいたします。その場合は修正後の完成品を再度提出してください。

※現物の提出が困難な場合、公益社団法人奈良市観光協会の事前承認があった場合に限りその写真等の提出をもって代えることができます。

※企業様が使用する場合でもロイヤリティが発生しないもの。

（例）

- ・店舗等で使用のお土産物袋に使用する場合。
- ・名刺に使用する場合。
- ・商品名とならない包装紙に使用する場合。
- ・その他ございましたら、お問い合わせください。

【申請書類提出先】

株式会社明通 大阪支店

営業本部 営業グループ

〒530-0003

大阪市北区堂島2-1-43紀陽ビル

TEL：06-6344-7621

FAX：06-6344-5043



変更手続き

有償又は無償使用の申請が認められた後、以下の項目に変更があった場合は変更手続きが必要になります。

- 使用期間の変更
- 数量の変更
- 販売価格の変更

※その他の変更については新たに有償又は無償の使用申請が必要となります。

(無償使用申請変更の場合)

1. 変更申請書類を提出

【提出物】

- 使用変更承認申請書（様式第6号の2）

2. 変更内容確認・審査

変更内容を審査します。

※審査結果が不承認であった場合は「公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター使用変更不承認通知書」の発送をもって通知に代えさせていただきます。

3. マスコットキャラクター使用変更承認書の交付

内容確認後、「公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター使用変更承認書」を交付します。

【変更使用申請書類提出先】

公益社団法人奈良市観光協会

〒630-8228

奈良市上三条町23-4

TEL：0742-27-8866

FAX：0742-27-2299



(有償使用申請変更の場合)

1. 申請書類を提出

【提出物】

- ・使用変更承認申請書（様式第6号の1）
- ・プロパティ使用申請書（様式第1号の2）

※新規商品の製造やアイテムの変更は新たに有償使用申請が必要です。

2. 変更内容確認・審査

変更内容を審査いたします。内容に問題がなければ、「公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター使用変更承認書」を交付します。

※審査結果が不承認であった場合は「公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター使用変更不承認通知書」の送付をもって通知に代えさせていただきます。

3. 変更契約

必要に応じて、当初の契約内容を変更する契約を締結します。

4. 使用料、証紙代の支払い

数量、単価等の変更の場合は使用料、証紙代を公益社団法人奈良市観光協会が発行する納入通知書によりお振込みください。（印刷証紙を利用の場合は必要ありません。）

5. 証紙の交付（商品・景品の場合のみ）

入金確認後、新たに使用承認を受けた商品又は景品の数と同数の証紙を交付いたします。

6. 完成品確認

実際の販売（配布）・使用の前に完成品を12点ご提出ください。（ただし、高額商品等12点を無償で提供することが難しい場合は双方協議の上別途提出数を決定する。）

【提出物】

- ・完成品

【変更使用申請書類提出先】

株式会社明通 大阪支店

営業本部 営業グループ

〒530-0003

大阪市北区堂島2-1-43紀陽ビル

TEL：06-6344-7621

FAX：06-6344-5043